

平成28年8月1日から

介護休業手当金の給付割合と、 育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました!!

平成28年8月1日から雇用保険法等が改正され、介護休業手当金の給付割合が40/100から67/100に変更されました。この給付割合の変更は、平成28年8月1日以後に開始された介護休業が対象となります。

また、育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額上限相当額も平成28年8月1日から下記のとおり変更となっておりますのでお知らせいたします。

	平成28年8月1日から	平成28年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	12,927円	12,982円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	9,647円	9,688円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	12,927円	
介護休業手当金 (給付割合が40/100の場合)	7,718円	7,750円

■ 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額 ■

(育児休業手当金・介護休業手当金ともに)

第24級	440,000円
------	----------



お問い合わせ先 保険課 ☎ 048-822-3306